

平成 22 年 12 月 16 日

富田信穂<sup>1</sup>

## 「預保納付金」の具体的使途について（意見）

### I はじめに

求められている意見は、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」につき、①第 20 条第 1 項により留保することとされている預保納付金の割合、②第 20 条第 2 項にいう「必要がなくなったとき」に関する考え方の整理、③預保納付金の具体的使途などについてである。

誤って失権された預金者等の事後的救済の例は極めて少なく、また今後もあまり予想されないようである。そこで、①については留保割合を 10%とし、②については留保した分について「支払の必要がなくなった」状態にあると考えて、全額を犯罪被害者等の支援の充実のために支出するのが適切であると考ええる。

そこで、以下においては③の預保納付金の具体的使途について考えることとする。この場合、海外における類似の制度が参考となると思われるので、アメリカ合衆国の「犯罪被害者基金」および韓国の「犯罪被害者保護基金」における具体的使途を紹介することとする。なお、これらの基金は、主として、罪を犯した者が支払った罰金や没収金等を財源とするものであるため、本来被害者の財産である「預保納付金」とは性格を異にするものである。しかし、これらの基金の財源である罰金や没収金等は、罪を犯した者が被害者から得た収益である場合もあるので、その点においてこれらの基金と預保納付金は類似する点があると思われる。

### II アメリカ合衆国の「犯罪被害者基金」

#### 1 設立

連邦政府の犯罪被害者基金（Crime Victim Fund）は、1984 年の犯罪被害者法（Victims of Crime Act）により設立された。基金の運用は、合衆国司法省の犯罪被害者支援室（Office for Victims of Crime）（OVC）が行う<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 常磐大学教授（大学院被害者学研究科・国際被害者学研究所・人間科学部）

<sup>2</sup> 以下の記述は、主として、Office for Victims of Crime, 2009 OVC Report to the Nation-Fiscal Years 2007-2008, December 2009, NIJ226030 を参照した。なお、犯罪被害者基金に関する邦語の文献としては、やや古いものとなるが、拙稿「アメリカ合衆国における犯罪被害者補償制度」『警察学論集』第 54 巻第 3 号 2001 年、内閣府犯罪被害者等施策推進室「海外調査結果最終報告書」2007 年 6 月などがある。

## 2 財源

犯罪被害者基金の財源は、連邦法違反事件の罰金 (criminal fines)、没取された保釈保証金 (forfeited appearance bonds)、没収された犯罪収益 (special forfeitures of collateral profits from crime)、特別賦課金 (special assessment) などである。なお、2002 年より個人からの寄付や遺贈なども受け入れることが可能となった。

## 3 積立額

2009 会計年度 (2008 年 10 月 1 日より 2009 年 9 月 30 日まで) の基金への積立額は、約 17 億 4568 万ドルであった。なお、連邦議会が決定する、各会計年度に配分できる額の上限 (cap) は、2009 会計年度においては、6 億 2500 万ドルであった。

## 4 使途

(1) まず以下の①-④のための必要費用が配分される。

- ① 児童虐待の捜査等の改善のための費用
- ② 連邦検察官事務所の被害者支援業務のための費用
- ③ 連邦捜査局の被害者支援業務のための費用
- ④ 連邦被害者通知システムのための費用

(2) 次に、上記の残額が以下のために配分される。

- ⑤ OVC の裁量補助金 (残額の 5%) (この補助金を用いて、被害者支援に関するさまざまな研究も行われている。)
- ⑥ 各州の犯罪被害者補償制度への補助金 (残額の 47.5%)
- ⑦ 民間団体および官庁の行う被害者支援プログラムへの、州政府を通じての補助金 (年間、約 4000 プログラムへ交付) (残額の 47.5%)

(3) なお別途 5000 万ドルを上限として、緊急テロ対策予備費に配分されている。

## 5 被害者支援プログラムへの補助金

上記 4 (2) ⑦ の被害者支援プログラムの対象とする犯罪被害者は、DV、性的児童虐待、暴行・傷害の被害者が多く (上記で約 70%)、また支援内容は情報提供、刑事手続関係の支援、緊急カウンセリングなどが多い。

## III 韓国の「犯罪被害者保護基金」

### 1 設立

犯罪被害者保護基金は、犯罪被害者保護基金法 (2010 年 5 月 14 日法律第 10284 号) に

よって設立されることとなった。なおこの法律の施行は2011年1月1日である。基金の運用は、法務部長官である<sup>3</sup>。

## 2 財源

この基金の財源は罰金のほか、寄付等で賄われる。なお、基金に繰り込まれる罰金の額は、執行された罰金の額の4%以上の比率で大統領令により定められるとされている。

## 3 使途

基金は、犯罪被害救助金の支給に用いられるほか、各種の犯罪被害者の保護・支援に関する事業に用いることができる。ここには、犯罪被害者支援法人への支給も含まれる。なお、犯罪被害者支援法人は犯罪被害者保護法で規定する公益法人であり、これに対しては現在も国や地方自治団体からの補助金が交付されている。

## 4 積立額

この法律が施行された後の積立額については、2008年において執行された罰金の総額が1兆5000億ウォンであるので、比率を5%とすると750億ウォンになるとの試算がある<sup>4</sup>。

# IV 意見

## 1 基金の設立または既存の基金への繰り込み

犯罪被害者等の支援の充実のために、預保納付金を何らかの基金に繰り込み、それをさまざまな犯罪被害者等への支援に用いることが期待される。新たに基金を設立することは煩雑でもあるので、既存の財団法人犯罪被害救援基金に繰り込むのが現実的であると思われる。

## 2 使途

預保納付金が組み込まれた後の基金の使途の決定は、基本的には財団法人犯罪被害救援基金に委ねられることになるが、わが国において不十分である領域に用いられることが期待される。具体的には、次のものが考えられる。

### (1) 民間団体の行なう活動への援助

犯罪被害者等早期援助団体等の民間団体やその「傘団体」である特定非営利活動法人全

---

<sup>3</sup> 慶應義塾大学・太田達也教授のご好意により提供された、同教授の翻訳による「犯罪被害者保護基金法」(仮訳)を参照した。

<sup>4</sup> Cho Kyoon Seok, *The Current Situation and Challenges of Measures for Victims of Crime in the Korean Criminal Justice System*, UNAFEI, Annual Report for 2009 and Resource Material Series No.81, p.96.

国被害者支援ネットワークの行なう活動に対して交付されることが望まれる。民間団体がさまざまな被害者支援活動を行っており、被害者支援システム全体の中で重要な役割を果たしていることは改めて指摘するまでもないが、民間団体の多くが財政的に困難なため、十分な支援活動を展開できない状況にあることもまた事実である。この状況を改善するためには、資金の交付がなされることが重要である。交付に際しては、財政運営の透明性や個人情報の管理状況など、事業を適切かつ確実に実施できる体制となっているかどうかをチェックする必要があり、また事後的にも事業の適切な評価が必要であることも言うまでもない<sup>5</sup>。なお上述の通り、アメリカ合衆国においては、民間団体に対する基金からの資金提供がなされており、韓国においても民間団体に対する資金提供がなされる予定である。

### (2) 海外で犯罪被害を受けた者に対する支援

国際化に伴い、国外において日本国民が被害を受けることも多い。この被害については、犯罪被害者等給付金の支給の対象となっていない。基金による給付や国外被害者等へのさまざまな支援活動への資金提供などが期待される<sup>6</sup>。とりわけ、国外におけるテロ被害者への支援については、十分検討する必要がある。先に述べたとおり、アメリカ合衆国においては、国外テロ被害者への配慮がなされている<sup>7</sup>。

### (3) 被害者支援の研究

より充実した犯罪被害者支援のあり方を検討するためには、調査研究を充実させることが重要である。わが国の犯罪被害者支援の発展の契機になったのは、財団法人犯罪被害者支援基金の資金による「犯罪被害者実態調査研究会」による研究であった<sup>8</sup>。今後もこのような大規模な調査研究が実施されることが期待される。

---

<sup>5</sup> この点につき「民間団体への援助に関する検討会 最終取りまとめ」2007年9月を参照。

<sup>6</sup> この点につき、「経済的支援に関する検討会 最終取りまとめ」2007年9月を参照。

<sup>7</sup> 詳細については、拙稿「犯罪被害者支援のグローバル化(20周年記念シンポジウム：被害者学のパースペクティブ)」『被害者学研究』第20号2010年。また、内閣府犯罪被害者等施策推進室『諸外国におけるテロ事件被害者等への経済的支援に関する調査・調査報告書』2009年3月がアメリカ合衆国の制度の詳しい紹介を行っている。

<sup>8</sup> その成果は、宮澤・田口・高橋編『犯罪被害者の研究』成文堂1996年にまとめられている。